

国立国会図書館

平成 26 年度税制改正案の概要

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 814 (2014. 2. 21.)

はじめに	2 個人所得関連税制
I 税制改正論議の経過	3 法人関連税制
1 税制改正論議の経過	4 消費関連税制
II 「民間投資活性化等のための税制改正大綱」(秋の大綱)	5 自動車関連税制
1 民間投資活性化等のための税制	6 地方税制
2 所得拡大促進税制	7 その他
III 「平成 26 年度税制改正大綱」(与党大綱)	IV 秋の大綱及び与党大綱に対する論評
1 基本的考え方	1 論評
	2 今後の論点
	おわりに

- 平成 26 年度の税制改正案については、まず「民間投資活性化等のための税制改正大綱」(秋の大綱)が平成 25 年 10 月 1 日に決定され、他の税制に関しては「平成 26 年税制改正大綱」(与党大綱)として 12 月 12 日に決定された。
- 秋の大綱では、企業の設備投資を促進させる成長戦略関連の税制措置が盛り込まれ、与党大綱では、個人所得課税における給与所得控除の縮小、復興特別法人税の 1 年前倒し廃止、消費税の軽減税率制度の導入、軽自動車税の増税などの措置が盛り込まれた。
- 平成 26 年度税制改正案は、企業向け減税が中心であり、デフレからの脱却と経済再生を最重要課題とする安倍政権の経済政策の考え方を反映したものとなっている。

国立国会図書館
調査及び立法考査局財政金融課
かじ よしたか
(梶 善登)

第 8 1 4 号

はじめに

平成 26 年度税制改正案については、消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の税率の引上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策が必要であることから、まず民間投資活性化等の税制措置が秋に議論され、他の税制については年末に議論された。税制改正の議論が秋と年末の 2 段階に分離された点が今年度の特色がある。

平成 26 年度税制改正案の増減収規模（巻末の表 A、B）を見てみると、国税関係は、初年度▲5810 億円、平年度▲4470 億円となっている。このうち法人課税は、それぞれ▲5690 億円及び▲5130 億円の減税となっており、さらに平成 26 年度は復興特別法人税の 1 年前倒し廃止により▲6453 億円の減収が見込まれていて、企業向けの減税が中心となっていることが読み取れる。一方、給与所得控除の見直しにより平成 29 年分以降 810 億円の増税となるなど個人所得課税は増税となっている。前年度税制改正の増減収見込額（内国税関係、初年度▲2360 億円、平年度▲1520 億円）と比較して、減税の規模が拡大している。

本稿では、税制改正論議の経過、税制改正案の内容を概観し主な改正項目をみた上で、その論評について整理を行う。

I 税制改正論議の経過

1 税制改正論議の経過

（1）「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（秋の大綱）

安倍政権は、我が国が取り組むべき課題としてデフレからの脱却と経済再生を掲げており、経済政策の具体的な目標について、成長分野への投資や人材移動を通じて企業の収益が改善し、賃金の上昇や雇用の増大として国民に還元されることとしている。この目標を実現することで、消費が増加し、新たな投資が誘発されるという好循環が実現し、地域や中小企業等にも波及していくこととなるという¹。

税制面についてみると、成長戦略として平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略²」では、生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資減税で法人負担を軽減することなどによって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していくとされている。企業などの投資行動を加速化させるなどの観点から、同戦略に盛り込まれた税制措置については、年末における通常の議論から切り離して、平成 25 年秋に議論されることとなり、平成 26 年度税制改正の議論は、秋と年末の 2 回に分けてなされることとなった。そして、平成 25 年 10 月 1 日に、平成 26 年 4 月からの消費税率の引上げが確認されるとともに、成長戦略関連の税制改正を中心とする「民間投資活性化等のための税制改正大綱³」（以下「秋の大綱」）が決定された。

¹ 例えば、「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）pp.1-2。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf> なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 26 年 2 月 6 日である。

² 同上

³ 自由民主党・公明党「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（平成 25 年 10 月 1 日）<https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf116_1.pdf>

（２）「平成 26 年度税制改正大綱」（与党大綱）

平成 26 年度税制改正の年末の議論では、自動車関連税制の見直しや消費税における軽減税率制度の導入の是非などが焦点となった。平成 25 年 12 月 5 日に「好循環実現のための経済対策⁴」が閣議決定され、復興特別法人税が 1 年前倒しで廃止されることとなった。これらの議論を経て、平成 25 年 12 月 12 日に「平成 26 年度税制改正大綱⁵」（以下「与党大綱」）が決定され、その具体的内容を中心とする「平成 26 年度税制改正の大綱⁶」（以下「政府大綱」）が同月 24 日に閣議決定された。

Ⅱ 「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（秋の大綱）

1 民間投資活性化等のための税制

（１）生産性向上設備投資促進税制の創設

日本再興戦略は、設備投資額をリーマンショック前の水準である年間 70 兆円に 3 年間で回復させることを目指すとしている⁷。これを受けて、秋の大綱では、生産性の向上につながる設備等への投資を促進する税制を創設することとした。同制度では、最新モデルで生産性を年平均 1% 向上させる先端設備や、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（生産性向上設備等）を一定規模以上導入した場合、当期の法人税額の 20% を上限として取得価額の 50%（建物及び構築物は 25%）の特別償却、又は、その取得価額の 4%（建物及び構築物は 2%）の税額控除のいずれかの選択適用ができることとされた（与党大綱（以下本文引用において「大綱」）、pp.8-10）。

我が国企業の設備投資は長年低迷しており、設備の老朽化による生産性の低下が指摘されている。製造業 1,000 社を対象にした経済産業省の調査によると、導入後 10 年以上経過した古い設備が全体の約 6 割を占めているという⁸。

（２）研究開発税制の拡充

研究開発税制については、平成 25 年度税制改正により大幅な拡充がなされているが、秋の大綱では、適用期限を 3 年延長するとともに、さらに当該年度の試験研究費が直近 3 年間の平均額の 105% を超えるなどの一定の条件を満たした場合、試験研究費の増加額にその増加割合（上限 30%）を乗じた額の税額控除ができるよう拡充された（大綱、pp.10-11）。例えば、一定の条件を満たした上で試験研究費を 10% 増加した場合、その増加額の 10% を法人税額から税額控除できる。

⁴ 「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）<http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2013/131205_koujyunkan.pdf>

⁵ 自由民主党・公明党「平成 26 年度税制改正大綱」（平成 25 年 12 月 12 日）<http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/zeisei2013/pdf128_1.pdf> 与党大綱には、秋の大綱での決定事項が含まれている。本文では、秋の大綱の決定事項の引用は、与党大綱の該当ページを示した。

⁶ 「平成 26 年度税制改正の大綱」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）<http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/251224taikou.pdf> なお、政府大綱と与党大綱との違いは、与党大綱にある「第一 平成 26 年度税制改正の基本的な考え方」と「第三 検討事項」が政府大綱にないこと、また、与党大綱にある自動車取得税の税率引下げの際に「平成 22 年度燃費基準を満たす」との条件が政府大綱にない点である。大石敬「平成 26 年度税制改正大綱について」『税経通信』69(2), 2014.2, pp.31-52.

⁷ 前掲注(1), pp.24-25.

⁸ 「どう使う投資減税(2) 先端設備の導入、優遇」『日本経済新聞』2013.10.19.

(3) ベンチャー投資促進税制及び事業再編促進税制の創設

日本再興戦略は、開業率が廃業率を上回る状態にし、開・廃業率を現状の約 5%から米国や英国と同程度の 10%台を目指すとしている⁹。これを受けて、秋の大綱では、ベンチャー投資を優遇する税制を創設して、産業の新陳代謝を進めることとした。同制度では、投資事業計画¹⁰の認定を受けた投資事業有限責任組合（ベンチャーファンド）への出資額の 80%以下の額を損失準備金として積み立てた場合、同額を損金算入することができ、また、同準備金は各期ごとに新たに投資又は売却した分を調整して損金又は益金算入（洗い替え）される（大綱, pp.13-14）。同制度では、ベンチャー投資を年 600 億円増加させる効果が期待されているという¹¹。

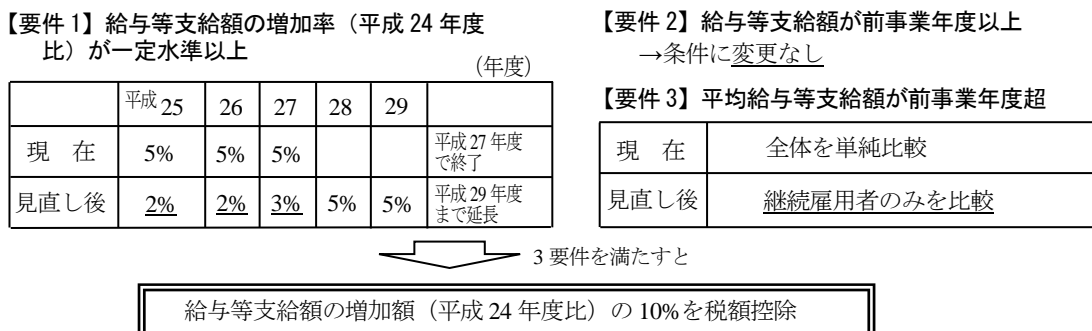
また、日本再興戦略において、収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編を強力に促進するとされたことを受け、秋の大綱では事業再編を促進する税制や事業再編等に係る登録免許税の税率の軽減措置も創設されている（大綱, pp.14-15）。

2 所得拡大促進税制

(1) 所得拡大促進税制の拡充

所得拡大促進税制は、給与等支給額の増加額の 10%（中小企業は 20%）を税額控除できるもので、平成 25 年度税制改正により創設された。前述のとおり、安倍政権においては、経済政策の成果が賃金上昇や雇用拡大という形で広く国民に享受されることを目標としている。これを受けて、秋の税制大綱では、所得拡大促進税制について、適用期限を 2 年延長するとともに、従来設定されていた 3 要件のうちの 2 要件について緩和することとなった（大綱, pp.18-20. 図 1 参照）。

図 1 所得拡大促進税制の概要



(出典)「どう使う投資減税(1) 賃上げ企業、法人税軽く」『日本経済新聞』2013.10.18 を参考に筆者作成。

Ⅲ 「平成 26 年度税制改正大綱」（与党大綱）

1 基本的考え方

与党大綱では、足元への経済情勢への適切な対応が重要とし、さらに少子高齢化の急速

⁹ 前掲注(1), pp.11-12.

¹⁰ 投資事業有限責任組合が認定を受ける投資事業計画の実施期間は、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）の施行規則において 10 年以下と規定されている。

¹¹ 「どう使う投資減税(3) 企業再編・ベンチャー優遇 産業の新陳代謝を促す」『日本経済新聞』2013.10.22.

な進展の中、財政健全化を確保しつつ社会保障分野をはじめとした各種政策遂行に要する財源を確保することや、世代間・世代内での格差を是正すること、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することなどの中長期的な課題にも取り組むことが必要としている（大綱, p.1）。

2 個人所得関連税制

（1）給与所得控除の縮小

与党大綱では、給与所得控除について、現行の上限額 245 万円及び上限額が適用される給与収入 1500 万円を漸次引き下げることにした（大綱, p.21. 図2 参照）。個人住民税については、それぞれ給与所得控除の縮小の翌年度分から適用される。

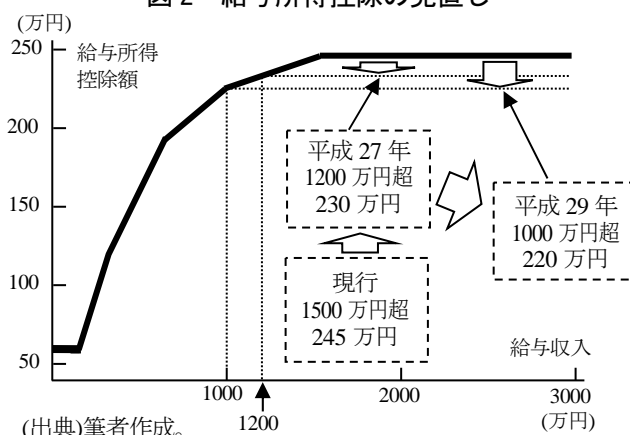
給与所得控除には、①給与所得者が勤務等の遂行のための費用を概算的に控除する要素と、②給与所得の特異性に基いた他の所得との負担調整という要素とがとされている¹²。与党大綱では、給与所得控除の現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく浸食しており、実際の給与所得者の勤務関連支出に比しても、また、主要国の概算控除額との比較においても過大になっていることから、漸次適正化のための見直しが必要とされた（大綱, p.6）。低所得者にとって負担感が強い消費税の税率が平成 26 年 4 月から引き上げられることを踏まえ、与党内で「高所得者層にも負担増を求めるべきだ」との意見がみられた¹³。また、給与所得控除については、以前は年収に比例して上限なく増加していたものの、平成 24 年度税制改正において上限が設けられており、近年の税制改正の議論においては同控除の縮小の方向性がみられる¹⁴。

給与所得控除の縮小により増税となる年収 1000 万円超の人は給与所得者全体の 3.8%に当たる約 172 万人であり¹⁵、国と地方とを合わせた増収額は 1082 億円となっている。

（2）少額投資非課税制度（NISA）の使い勝手の向上

少額投資非課税制度（NISA）は、非課税口座内の上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等について最長 5 年間で計 500 万円まで非課税とするもので、平成 26 年 1 月から導入されている。同制度では、証券会社や銀行などの金融機関に非課税口座を設ける必要があるが、現行制度では 4 年間、金融機関を変更できず、他の金融機関の投資商品に乗り換えることができないこととなっていた。与党大綱では、平成 27 年から非課税口座を設ける金融機関を 1 年単位で変更できるようにすることとされた。また、非課税口座を廃止した場合、翌年以降にも非課税口座を再開設することが認められた（大綱, pp.21-24）。

図2 給与所得控除の見直し



¹² 宇波弘貴『図説 日本の財政（平成 25 年度版）』財経詳報社, 2013, p.96.

¹³ 「給与所得控除 高所得層で縮小」『日本経済新聞』2013.12.13.

¹⁴ 「給与所得控除をめぐる課税強化の真相」『T&A master』529号, 2014.1.6, pp.21-24.

¹⁵ 1年を通じて勤務した給与所得者。国税庁「平成 24 年分民間給与実態統計調査」（平成 25 年 9 月）

同制度については、存続期間が10年間とされており、金融業界から恒久化の要望がみられたものの、金融庁は利用状況を見極める必要があるとして要望を見送っている¹⁶。また、与党大綱での検討事項として、同制度については、投資家のすそ野を広げ、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、措置の実績や効果の検証等を踏まえ、在り方について引き続き検討することとされている（大綱, p.116）。

（3）個人住民税の非課税限度枠の据え置き

生活保護基準額が平成25年8月から3年間にわたり6.5%引き下げられており、通常これと連動して決定される個人住民税の非課税限度額もあわせて引き下げられた場合、新たに個人住民税が課される低所得者が増加する事態が想定された。しかし、与党大綱では、平成26年4月からの消費税率引上げによる低所得者への影響を避けるため¹⁷、平成26年度分の個人住民税に係る非課税限度額については現行どおりとされた（大綱, p.57）。

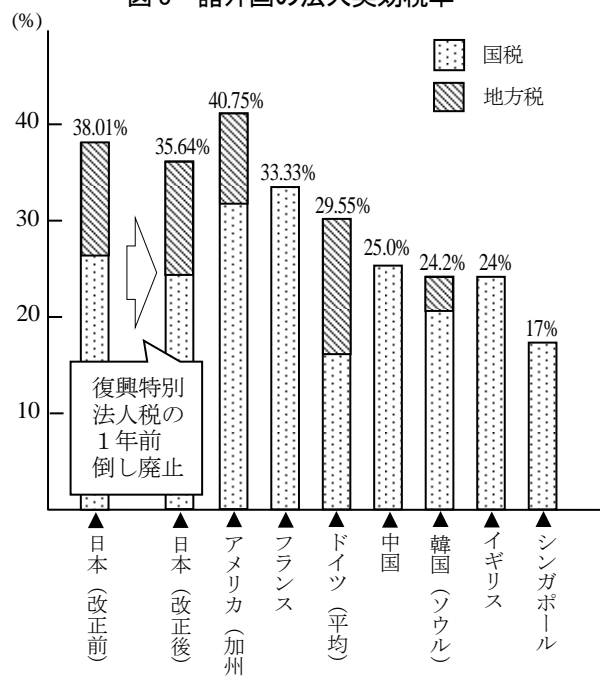
3 法人関連税制

（1）復興特別法人税の1年前倒し廃止

東日本大震災の復興財源に充てるため、法人には、平成24年4月から3年間にわたり法人税額の10%を税額とする復興特別法人税が課されている。平成25年12月に閣議決定された好循環実現のための経済対策¹⁸を受けて、与党大綱では、経済の好循環を早期に実現する観点から足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税の課税期間を1年間短縮し、平成26年3月末に終了することとされた。なお、賃金面で確実な成果を得るため、引き続き経済界への徹底した要請などの取組みを行うとともに、地方の中小企業等への効果を含め、賃上げの状況についてフォローアップを行い公表するとしている（大綱, pp.2, 74-75）。

これにより東京都の企業の場合、法人実効税率は38.01%から35.64%へと低下する（図3参照）。また、国と地方の減収額は約8000億円となる。一部のアンケート調査によると、廃止による減税分の用途を人件費の拡充としたのは23.6%（複数回答）で、国内の設備投資34.1%や海外の設備投資30.1%よりも低くなっている¹⁹。

図3 諸外国の法人実効税率



*日本は東京都の法人（資本金1億円超）の場合。
 (出典)『法人所得課税の実効税率の国際比較（2013年1月現在）』財務省ホームページ<http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/084.htm>を参考に筆者作成。

¹⁶ 「税制大綱決定 貯蓄から投資へ半歩」『日本経済新聞』2013.12.13.

¹⁷ 「個人住民税 非課税上限維持」『東京新聞』2013.12.13.

¹⁸ 前掲注(4), p.15.

¹⁹ 回答数123。「経営者緊急アンケート 賃金上げ検討23%」『日本経済新聞』2013.10.2; また、他のアンケート

(2) 交際費等の損金不算入制度の延長・拡充

平成 25 年度税制改正により資本金 1 億円以下の中小企業については交際費のうち年額 800 万円まで損金の額に算入できるなどの拡充の措置がとられている。資本金 1 億円超の大企業については、現行制度上 1 人 1 回当たり 5,000 円以下の飲食交際費の損金算入以外は認められていない。与党大綱では、消費の拡大を図る観点から、交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用（社内接待費は含まない。）について、その 50%を上限なく損金に算入することとした。その適用期限は 2 年とされている。また、中小企業については、既存の制度を 2 年延長するとともに、新制度との選択適用とした（大綱, pp.3, 76）。本制度により、国と地方の税収は年間 650 億円の減収が見込まれている。

(3) 国家戦略特区における優遇税制措置の創設

日本再興戦略において国家戦略特区での税制措置を検討するなどとされた²⁰ことを受け、与党大綱では、企業にとって活動しやすい環境作りの契機とするため、同特区内において行われ、我が国の経済再生に大きく寄与する事業について積極的に税制で支援するとされた（大綱, p.3）。具体的には、①国家戦略特区内で機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度、②研究開発税制の特例、③医療分野の償却資産の特例、④国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例の各措置となっている（大綱, pp.64-66, 77-79）。

なお、国家戦略特区における法人税率の引下げや固定資産税の免除などの優遇税制については、特区に指定する地域が定まらないなど、制度の具体化が進んでいないことなどから見送られている²¹。

4 消費関連税制

(1) 消費税率 10%時における軽減税率の導入の明記

(i) 与党大綱の内容

与党大綱では、「消費税の軽減税率制度²²については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、消費税率 10%時に導入する」とされた。今後、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成 26 年 12 月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定するとされている（大綱, p.6）。

(ii) 軽減税率の議論の過程

平成 25 年度税制改正大綱においては、「消費税率の 10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす」とされていた²³。これを受けて、与党間において軽減税率の導入

調査（回答数 147）では、人件費の拡充 12.9%、国内への設備投資 28.6%、海外への設備投資 24.5%、研究開発費の拡充 25.2%などとなっている。「社長 100 人アンケート集計結果」『日経産業新聞』2013.12.24.

²⁰ 前掲注(1), pp.46-48.

²¹ 「優遇税制 来年度見送り 戦略特区で 自民税調判断」『毎日新聞』2013.12.7.

²² 消費税の軽減税率を巡る論点については、加藤慶一「消費税の複数税率をめぐる論点—適用対象の画定と減収規模を中心に—」『調査と情報—Issue Brief—』790 号, 2013.5.23. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8208222_po_0790.pdf?contentNo=1> を参照されたい。

²³ 自由民主党・公明党「平成 25 年度税制改正大綱」（平成 25 年 1 月 24 日）p.7. <https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf085_1.pdf>

が議論されたものの、自由民主党は大幅な税収減、対象品目の選定の困難さ及び中小企業の事務負担増という3つの課題からその早期の導入に慎重であるとされる一方、公明党は平成25年11月の与党調査委員会で対象品目を食品（外食と酒を除く。）及び新聞等とする案を示すなど、その導入に積極的であるとされ、両党間で見解に相違がみられた²⁴。また、同年12月には、与党は軽減税率に関し関係5団体から意見を聴取し、うち4団体が制度適用に反対している²⁵。こうした中、最終的に自民党と公明党は軽減税率の導入方針を与党大綱に明記することに合意したものの、導入時期については「消費税率10%時」としており、この表現は税率引上げ時とも、それ以降とも解釈できる表現になっているとされている²⁶。また、自民党により盛り込まれた財源確保や関係事業者を含む国民の理解は、軽減税率導入の前提条件になっているとされている²⁷。

（2）消費税の簡易課税制度の見直し

消費税の簡易課税制度とは、売上にかかる消費税額から控除すべき仕入税額の計算に当たり、中小事業者の納税事務の簡素化とコスト軽減のため、実額による控除の代わりに、売上に係る消費税額の一定割合を仕入税額とみなして控除する制度をいい²⁸、この一定割合を「みなし仕入率」という。しかし、運用実態では、実額と簡易課税制度による控除額とを比較した上で有利な方を採用する例もみられ、いわゆる益税として指摘されていた²⁹。また、同制度による益税の規模は1184億円（平成17年）と推計されている³⁰。与党大綱では、特にみなし仕入率に乖離のみられた金融及び保険業について現行の60%から50%に、不動産業について現行の50%から40%に引き下げることとされた（大綱, p.101）。

（3）外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

平成25年の外国人観光客数は、円安などを背景に前年の約837万人から約1036万人へと増加し、政府目標の1000万人を超えた。与党大綱では、外国人観光客数の増加による観光地の景気回復などのため³¹、外国人観光客が購入できる免税品³²について、国内で消費されるため対象外とされている食料品や衣料品、たばこなど少額のものも対象に含めることとされた。ただし、外国人観光客が免税品を大量購入して国内に流通させるなどの不正を防ぐ措置も講じられる（大綱, pp.101-102）。

²⁴ 「来年度税制改正へ議論スタート 消費増税の痛み どう緩和」『日本経済新聞』2013.11.21.

²⁵ 「軽減税率4団体が反対」『産経新聞』2013.12.10. なお、反対は日本税理士会連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、日本百貨店協会、賛成は新日本スーパーマーケット協会となっている。

²⁶ 「自公、税制改正痛み分け 首相、安保にらみ配慮」『日本経済新聞』2013.12.13.

²⁷ 「軽減税率 年明け本格議論 自公 導入時期や財源論」『読売新聞』2013.12.13; 「税制改正作業の舞台裏を探る 軽減税率で自公激突 個人増税の色濃く」『税務経理』(9318), 2014.1.21, pp.10-15.

²⁸ 金子宏『租税法（第18版）』弘文堂, 2013, pp.635-636.

²⁹ 森信茂樹『日本の税制 何が問題か』岩波書店, 2010, p.288; 財務省「資料 課税の適正化について」（平成23年12月14日 税調懇談会資料）から「平成20年度分課税仕入率の実態調査について」（平成23年12月14日）pp.40-42. <<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gjjiroku/zeicho/doc/23zen28kai11.pdf>>

³⁰ 鈴木善充「消費税における益税の推計」『会計検査研究』(43), 2011.3, pp.45-56.

³¹ 「訪日客誘致へ品目拡大」『朝日新聞』2013.12.13.

³² 外国旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）により、外国人観光客が家電やカメラなどの1万円超の非消耗品を購入する場合は輸出とみなされて消費税が免除される。

5 自動車関連税制

(1) 車体課税

平成 25 年度税制改正大綱では、車体課税に関し、自動車取得税は 2 段階で引き下げて消費税率 10% 時点で廃止し、また自動車重量税はエコカー減税制度の基本構造を恒久化して消費税率 8% の段階では燃費性能等に応じて軽減するなどの措置を講じることとされた³³。与党大綱等では経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、車体課税について次のような見直しが行われた（主な車種に関する車体課税の見直しの例については表 1 参照）。なお、自動車関連税制には国税のものと同地方税のものがあり、本節では見出しにその別を記載している。

表 1 主な車種に関する車体課税の見直しの例

車種の例	購入時	保有時		
	自動車取得税 (注 1)	自動車税又は軽自動車税		自動車重量税 (13 年超 18 年未満)
自家用 乗用車 (軽自動車 を除く)	税率 5%→3% (注 2)	自動車 税	年 29,500 円 ～111,000 円 (変更なし)	現行：5,000 円 平 26.4～：5,400 円 平 28.4～：5,700 円 (1 年・車体重量 0.5t 毎)
軽自動車	税率 3%→2% (注 2)		【平成 27 年 4 月以降取得した新車】 自家用乗用車： 年 7,200 円→10,800 円 営業用貨物車： 年 3,000 円→3,800 円、等 【13 年超の車両(注 3)】 上記の増税後の額に約 20% 加算	現行：3,800 円 平 26.4～：3,900 円 平 28.4～：4,100 円
小型二輪 (250cc 超)	(非課税)	軽自動車 税	年 4,000 円→6,000 円 (注 4)	現行：2,200 円 平 28.4～：2,300 円
原付バイク (50cc 以下)			年 1,000 円→2,000 円 (注 4)	(非課税)

(注 1) 自動車取得税は、消費税率 10% 時に廃止。(注 2) 平成 26 年 4 月以後に取得される自動車に適用。(注 3) 平成 28 年度分から適用。(注 4) 平成 27 年度分から適用。平成 27 年 4 月以降に購入した新車のみ限定される見込み。

(出典) 自由民主党・公明党「平成 26 年度税制改正大綱」(平成 25 年 12 月 12 日) <http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/zeisei2013/pdf128_1.pdf>; 「税制改正のポイント 自動車 軽・二輪の新車増税」『日本経済新聞』2013.12.13; 「14 年度税制改正大綱のポイント 軽自動車税引き上げ」『毎日新聞』2013.12.13; 「軽自動車増税 二輪も新車限定」『読売新聞』2013.12.12, 夕刊等を参考に筆者作成。

(i) 自動車取得税(都道府県税)

自動車取得税については、政府大綱では消費税率が 8% に引き上げられる平成 26 年 4 月以降に取得される自動車に係る税率を引き下げることとし³⁴、自家用乗用車については 5% から 3% に、また営業用自動車及び軽自動車については 3% から 2% となる。エコカー減税については、軽減率が拡充されるとともに、平成 27 年度税制改正において基準の切替えと重点化を図るとされている(大綱, pp.3-4, 97; 政府大綱, pp.90-91)。

³³ 前掲注(23), pp.6-7.

³⁴ 前掲注(6) なお書きを参照。

(ii) 自動車税（都道府県税）

自動車税については、グリーン化特例措置において基準の切替えと重点化、拡充を行った上で2年延長することとされた。また、消費税率10%段階において廃止することとされた自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化するための環境性能課税を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得るとされている（大綱, pp.4-5, 97-98）。

(iii) 軽自動車税（市町村税）

軽自動車税については、31年ぶりに増税となり、平成27年度以降に取得された四輪車等に係る税率を、自家用車は1.5倍（7,200円→10,800円）に、その他の区分の車両は農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍（3,000円→3,800円）にそれぞれ引き上げることとされた。また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等に対し、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、あわせて軽課についても検討を行うこととされた。また、二輪車等は、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げることとされた（大綱, p.5, 98-99）。

(iv) 自動車重量税（国税）

自動車重量税については、エコカー減税を拡充するとともに、その財源の確保及び一層のグリーン化等の観点から、新車新規登録から13年超18年未満の経年車に対する課税の見直しを行うこととされた。さらに、同税については、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえることとされている（大綱, p.5, 96-97）。

（2）自動車関連税制での議論

平成25年度税制改正において消費税率10%時に自動車取得税が廃止されることとされたため、その代替財源について議論が重ねられてきた。自動車取得税の税収は1900億円（平成25年度地方財政計画ベース）であり、総務省は自動車の保有税の増税により補てんする方針を打ち出していた。

こうした中、軽自動車税の増税が平成26年度税制改正の議論で焦点となっていた。その背景には、軽自動車税の額が7,200円となっていて普通車に係る自動車税の最低額（総排気量1,000cc以下。エコカー減税適用前）の29,500円と比較して開きがあること、また、軽自動車と小型自動車とを比較した場合、価格面で接近していることや、道路損傷負担金的性格からみた場合でも車両重量に大きな差異がなくなってきたこと³⁵などがある。また、自動車業界及び経済産業省が車体課税の減税を求めていたが、自動車業界内でも普通車と軽自動車の負担格差について意見の相違がみられるとされていた。さらに、欧州から海外メーカーが生産していない軽自動車を優遇しているという批判も生じていた³⁶。

最終的に、税制改正案では軽自動車税の増税となったが、その理由について、自民党税制調査会の額賀福志郎小委員長は、国際社会の中で競争力を生んでいくことが大事とし、軽自動車優位の国内自動車販売を見直していく³⁷としている。この背景には、国際競争に

³⁵ 自動車関係税制のあり方に関する検討会「自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書」（平成25年11月）pp.29-31. <http://www.soumu.go.jp/main_content/000258313.pdf>

³⁶ 「「軽」依存を薄める 増税決定 小型車で新興国開拓」『日本経済新聞』2013.12.13.

³⁷ 「自民、普通車を優遇 「軽」の増税 公明を押し切る」『朝日新聞』2013.12.12; 「車体課税の増税決定 「軽」

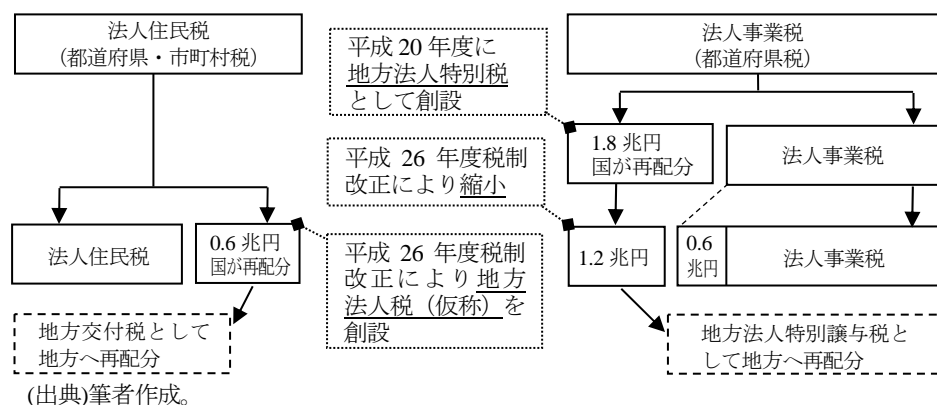
直面する普通車には輸出競争力が求められており、軽自動車のみにも有利な税制は自動車産業の成長に結びつかないという意識があるとされる。

6 地方税制

(1) 地方法人課税の偏在是正

消費税率の 8%への引上げに伴い地方消費税の税率も 1%から 1.7%に引き上げられるため、多くの地方団体では税収が増加し、国から地方に交付される地方交付税が減額されることとなる。一方、地方交付税の不交付団体である東京都などは、消費税の増税分がそのまま増収となることから、地域間の税収格差が拡大することが見込まれた³⁸。与党大綱では、地域間の財源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、その引下げ分を税額とする地方法人税（仮称）を創設して、その税収全額を地方交付税の原資とすることとした。また、あわせて地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元することとされた（大綱, pp.5-6, 79-82. 図 4 参照）。

図 4 地方法人課税の偏在是正の概要



この改正により、法人住民税 2.5 兆円（平成 25 年度地方財政計画ベース）のうち、約 5800 億円が国税である地方法人税（仮称）として国に徴収され、地方交付税を通じて地方に再配分されることとなる。一方、法人事業税の一部を国税化した地方法人特別税については、平成 25 年度の 1.8 兆円から平成 26 年度には 3 分の 2 の 1.2 兆円に縮小されることとなる。

東京都の場合、地方法人税（仮称）の創設により 1700 億円の減収となる一方、法人事業税の復元により 700 億円の増収となり、ネットで 1000 億円の減収が見込まれる³⁹。

なお、与党大綱では、消費税率 10%段階においては、法人住民税の地方交付税原資化をさらに進め、また、地方法人特別税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなどとされている（大綱, p.6）。

負担増じわじわ」『東京新聞』2013.12.13.

³⁸ 地方財政審議会「平成 26 年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（平成 25 年 11 月 22 日）<http://www.soumu.go.jp/main_content/000267577.pdf>

³⁹ 「地方法人税 財政弱い自治体、再配分増やす」『日本経済新聞』2013.12.13. 東京都は「地方分権の針を逆回りさせるものであり、到底承服できない」とする見解を公表している。東京都財務局・主税局「平成 26 年度与党税制改正大綱に関する東京都の見解」（平成 25 年 12 月 13 日）<<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2013/12/20ncd100.htm>> なお、財務省の試算によると、消費税率 10%とした場合、東京都は約 4000 億円の税収増が見込まれるという。「法人事業税、地方で再配分」『日本経済新聞』2013.10.29.

7 その他

(1) 復興支援

与党大綱では、東日本大震災からの復興は政府与党の最優先課題であるとされ、起業や新設企業の誘致を図る観点から、復興特区制度における再投資準備金制度の要件が緩和されるとともに、事業用資産の即時償却制度の延長、被災者の住宅確保のための復興優良賃貸住宅の特別償却制度の拡充・延長などが行われることとなった。その他、被災自動車やその代替自動車等に係る車体課税の非課税措置等の適用期限の2年延長等が盛り込まれている（大綱, pp.5, 58-59, 82-83, 99-100）。

(2) その他の主な改正項目

(i) リニア中央新幹線に係る土地取得上の税制措置

東海旅客鉄道（JR 東海）は超電導リニアによる中央新幹線計画⁴⁰を進めており、開業後の経済波及が大きいと見込まれるとともに、政府は新幹線を国策と位置付けている。与党大綱では、中央新幹線の建設に必要な土地等を取得する際に課税される登録免許税及び不動産取得税を非課税とすることとされた（大綱, pp.61, 67）。東京・名古屋間の建設費約5.4兆円の全額を負担する JR 東海にとって約184億円の負担減となる⁴¹が、競合する航空業界などからは「特定企業への優遇」との批判もみられる⁴²。

(ii) ゴルフ会員権等の損益通算対象外化

与党大綱では、ゴルフ会員権、リゾート会員権など、主として趣味、娯楽の目的で所有する不動産以外の資産を、その譲渡損失が他の所得との損益通算の適用対象とできない「生活に通常必要でない資産」の範囲に加えることなどとされた（大綱, pp.49, 54）。

(3) 見送られた項目

(i) 法人実効税率の引下げの見送り

我が国の法人実効税率は、諸外国と比較して高く（5ページ図3参照）、我が国の企業の国際競争力を阻害したり、対日直接投資の不活発さにつながったりしているとされ、その引下げの必要性が指摘されてきた⁴³。秋の大綱では引下げについて速やかに検討を開始するとされたものの（秋の大綱, p.2）、与党大綱では法人実効税率の在り方については引き続き検討を進めるとされ（大綱, p.2）、法人税率引下げは見送られている。

(ii) その他

与党大綱では、①酒税においてビールと新ジャンルなど類似する酒類間の税率格差の是正、②償却資産に係る固定資産税の減免、③海外から配信される電子データへの消費税課税、④たばこ税の増税などが見送られた⁴⁴。

⁴⁰ JR 東海は、東京・名古屋間は平成39年、名古屋・大阪間は平成57年の開業を目指している。

⁴¹ 「リニア新幹線 用地取得非課税 建設を後押し」『日本経済新聞』2013.12.13; 「リニア建設促進 用地取得で配慮」『産経新聞』2013.12.13. これまで整備新幹線の建設主体であった独立行政法人の場合、新幹線建設のために取得する土地等に係る登録免許税及び不動産取得税については非課税となっていた。

⁴² 「リニア免税決定 「特定企業優遇」批判も」『朝日新聞』2013.12.13.

⁴³ 例えば、土居丈朗「(経済教室) 税制改正大綱残された課題 (下) 法人課税下げ、道筋早期に」『日本経済新聞』2013.2.1; 田近栄治「(経済教室) 2013 参院選政策の論点 (下) 法人実効税率 引き下げを」『日本経済新聞』2013.7.9 等。

⁴⁴ 「政府・与党 ビール減税先送り」『日本経済新聞』2013.12.2; 「固定資産税減免見送り」『日本経済新聞』20

IV 秋の大綱及び与党大綱に対する論評

1 論評

(1) 企業向け減税

平成 26 年度税制改正案は、前年度に引き続き企業向けの減税が中心となっている。企業向け減税について、経済界からの評価は高く⁴⁵、日本経団連会長は「産業界としても、設備投資や賃金拡大を通じてさらなる成長を実現するよう積極的に貢献していく」⁴⁶などとしている。一方、この 20 年の間、雇用を増加させていない製造業が設備投資減税の主な対象となっている点に違和感があるとする意見⁴⁷や、産業の特性や国際的な企業競争に合わせ、税制面から産業構造を転換しようという大きな姿は見えないとする意見⁴⁸もみられた。

(2) 個人所得課税

給与所得控除の縮小については、平成 26 年 4 月からの消費税増税によって中・低所得者の負担感が高まり所得格差が意識される中、負担のバランスを取り、不公平感を和らげる効果があるとされる⁴⁹。一方、所得の再分配機能を高める措置については、実際には所得が高くなるほど税負担が下がっているとされる。例えば、同じ企業役員でも給与には所得税で大きな負担が課されるものの、株式などの金融所得には税率 20%の負担しか課されておらず、ひいては海外並みに税率を 30%台に高めるべきとする意見⁵⁰もみられた。また、対象が当初の案の「年収 2000 万円超の会社役員のみ」から、最終的には「年収 1000 万円超の会社員全体」となっていて議論が不透明とも指摘⁵¹されている。

(3) 全体に対する論評

平成 26 年度税制改正案の全体として、高所得者への所得税増税の一方、低所得者ほど影響が大きい軽自動車税を増税するなど、全体として理念がはっきりしないという声もあった⁵²。同じく、全体として中長期の税体系をどうするかという視点が乏しく、対症療法的に改正項目を組み込んだという指摘⁵³もみられる。

また、税制改正の議論は、与党税制調査会の下でなされている。この点について、議論がまとまりやすいものの各論に偏りがちという意見がある。また、与党大綱では中長期的な課題にも与党として責任をもって取り組むとしているものの、さらに政府税制調査会を活用して財政の中長期的な展望に立った税制改正を行うべきとする意見もみられた。⁵⁴

13.12.3, 夕刊。

⁴⁵ 「財界 評価の声相次ぐ」『読売新聞』2013.12.13; 「企業は一定評価」『毎日新聞』2013.12.13.

⁴⁶ 日本経済団体連合会「平成 26 年度与党税制改正大綱に関する米倉会長コメント」2013.12.12. <<https://www.keidanren.or.jp/speech/comment/2013/1212.html>>

⁴⁷ 河野龍太郎「設備より雇用」『朝日新聞』2013.12.13.

⁴⁸ 「諸富徹教授に聞く 所得再分配 対策足りず」『東京新聞』2013.12.13.

⁴⁹ 土居丈朗「負担バランスは評価」・南武志「増税分の使い道示せ」『読売新聞』2013.12.13.

⁵⁰ 前掲注(48)

⁵¹ 「高給取り、狙い撃ち? 税負担にゆがみ懸念」『日本経済新聞』2014.1.20.

⁵² 土居丈朗「理念が不明確」『朝日新聞』2013.12.13.

⁵³ 山田久「家計負担増で賃上げ課題」『産経新聞』2013.12.13.

⁵⁴ 土居 前掲注(49); その他全般に係るものとして、片山善博「木を見て森も見る税制改正を望む」『税務経理』(9315), 2014.1.7, pp.2-7 等

2 今後の論点

(1) 法人実効税率の引下げ

前述のとおり、平成 26 年度税制改正案では法人実効税率の引下げが見送られた。しかし、平成 26 年 1 月には、安倍晋三首相がダボス会議の基調講演で「本年、さらなる法人税改革に着手する」と述べて、短期的には減税に見合う規模の財源確保にこだわらない考えを示唆し⁵⁵、また、経済財政諮問会議では民間議員から「アジア近隣諸国並み（25%程度）まで引き下げること検討すべき」という意見⁵⁶も出されるなど、法人実効税率の引下げに注目が集まっており、今後の税制改正における主要な論点になると見込まれる。しかし、法人実効税率の引下げには減価償却の見直し、欠損金の繰越の制限、租税特別措置といった政策減税の廃止などによる課税ベースの拡大や地方法人 2 税の見直しなどが必要とされ、各分野の利害調整が困難であることも指摘されている⁵⁷。

(2) 消費税の軽減税率

消費税の軽減税率の導入については、経済団体等から慎重な意見⁵⁸がみられる一方、新聞記事等においては積極的な意見⁵⁹がみられる。また、消費者心理の落ち込みを防ぐために、軽減税率の導入時期や対象品目などの具体化を急ぎ、明確に示す必要があるとする意見⁶⁰も出されている。軽減税率の導入には、対象品目の選定や必要となるインボイス制度の設計など議論すべき内容が多岐にわたっており、今後の論点になると見込まれる。

おわりに

消費税率が 8%に引き上げられる平成 26 年 4 月以降、個人消費の失速が懸念される中、平成 26 年度税制改正による企業向け減税が、設備投資の拡大や賃金の上昇、さらに雇用の拡大をもたらすことに期待が寄せられている。今後、我が国企業の収益増加がさらなる投資や消費の拡大へとつながり、経済の好循環が生み出されることで、経済成長が実現されることが望まれよう。一方、こうした短期的な効果のみならず、長期的な視点から、公平・中立・簡素という租税原則の下、時代に即したよりよい税体系に向けて議論を進めていく必要があるものと思われる。

⁵⁵ 「首相、ダボス会議で講演 法人税改革、国際公約に」『日本経済新聞』2014.1.23.

⁵⁶ 平成 26 年第 1 回経済財政諮問会議（平成 26 年 1 月 20 日）

⁵⁷ 森信茂樹「目覚めよ！納税者（第 64 回）危うし！アベノミクス 政策立案・遂行能力の欠如露わな税制改革」2013.12.24. DIAMOND Online <<http://diamond.jp/articles/-/46392>>; 「法人税制 まっとうな改革目指せ」『東京新聞』2013.12.4.

⁵⁸ 「経団連「慎重に検討を」」『東京新聞』2013.12.13.

⁵⁹ 「与党税制大綱 家計と景気への目配り十分か」『読売新聞』2013.12.13; 「軽減税率 10%と同時に導入せよ」『毎日新聞』2013.12.13; 「軽減税率導入 「10%と同時」は不可欠だ」『産経新聞』2013.12.13 等

⁶⁰ 「軽減税率の具体化急げ」『毎日新聞』2013.12.13.

表 A

平成26年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
I 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」での決定事項		
(1)生産性向上設備投資促進税制の創設	▲ 2,990	▲ 3,520
(2)研究開発税制の拡充	▲ 270	▲ 200
(3)中小企業投資促進税制の拡充	▲ 170	▲ 170
(4)ベンチャー投資促進税制の創設	▲ 30	▲ 10
(5)事業再編促進税制の創設	▲ 100	▲ 100
(6)既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設	▲ 70	▲ 60
(7)所得拡大促進税制の拡充	▲ 1,060	▲ 1,350
II Iに追加して決定する事項		
1. 個人所得課税		
(1)給与所得控除の見直し	810 (380)	-
(2)企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	▲ 70	▲ 20
個人所得課税 計	740	▲ 20
2. 法人課税		
(1)交際費等の損金不算入制度の見直し	▲ 430	▲ 290
(2)国家戦略特別区域における税制措置の創設	▲ 20	0
(3)集積区域における集積産業用資産の特別償却制度の廃止	10	10
法人課税 計	▲ 440	▲ 280
3. 消費課税		
(1)車体課税		
①自動車重量税のエコカー減税の拡充	▲ 160	-
②経年車に係る自動車重量税の税率の見直し	150	80
小計	▲ 10	80
(2)非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	▲ 150	▲ 130
(3)消費税		
①簡易課税制度のみなし仕入率の見直し	180	-
②外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し	▲ 100	▲ 50
小計	80	▲ 50
消費課税 計	▲ 80	▲ 100
合 計	▲ 4,470	▲ 5,810

(注1) 上記の計数は10億円未満を四捨五入している。

(注2) 「II 1. (1)給与所得控除の見直し」の平年度の増収見込額は平成29年施行分適用後の増収見込額であり、カッコ書きは平成28年施行分適用後の増収見込額である。

(注3) 復興特別法人税の1年前倒し廃止に伴う特別会計分の減収見込額は、平成26年度▲6,453億円となる。

(注4) 「II 3. (1)車体課税」の増減収見込額は、特別会計分(平年度▲4億円、初年度34億円)を含む。

(注5) 地方法人税(仮称)の創設による特別会計分の増収見込額は、平年度4,845億円、初年度3億円。地方法人特別譲与税の増減収見込額(国税の税制改正に伴うものを含む。)は、平年度▲7,100億円、初年度▲211億円となる(総務省試算)。

(出典) 「平成26年度税制改正の大綱」(平成25年12月24日閣議決定) p.124. <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/251224taikou.pdf>

表B

平成26年度税制改正（地方税関係）による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	初年度			平年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 法人住民税	△ 0	△ 0	△ 0	△ 1,965	△ 2,943	△ 4,908
法人税割の一部交付税原資化（国税化） （法人税割の税率の引下げ）	△ 0	△ 0	△ 0	△ 1,965	△ 2,943	△ 4,908
2 法人事業税						
地方法人特別税から法人事業税への一部復元 （所得割及び収入割の税率の引上げ）				6,728		6,728
3 不動産取得税						
(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設	△ 11		△ 11	△ 18		△ 18
(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設	△ 5		△ 5	△ 5		△ 5
(2) 老朽化マンション再生（認定建替事業・認定建物敷地売却）により施行者が取得する不動産に係る非課税措置の創設	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
(3) 全国新幹線鉄道整備法に基づき指名された中央新幹線の建設主体が取得する不動産に係る非課税措置の創設	△ 4		△ 4	△ 11		△ 11
(4) その他	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
4 自動車税						
グリーン化特例の拡充				10		10
5 自動車取得税						
(1) 税率の引下げ	△ 900		△ 900	△ 900		△ 900
(2) エコカー減税の拡充	△ 806		△ 806	△ 806		△ 806
(2) エコカー減税の拡充	△ 94		△ 94	△ 94		△ 94
6 固定資産税						
(1) 耐震改修が行われた既存家屋に係る税額の減額措置の創設			8		△ 61	△ 61
(1) 耐震改修が行われた既存家屋に係る税額の減額措置の創設			8		△ 51	△ 51
(2) 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の創設					△ 1	△ 1
(3) ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置の創設					△ 5	△ 5
(4) 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設					△ 2	△ 2
(5) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設					△ 12	△ 12
(6) 移行一般社団法人等がその業務の用に供する固定資産に対する非課税措置の廃止			9		9	9
(7) 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減						
(8) 地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充		△ 2	△ 2		△ 2	△ 2
(9) 一般放送事業者が新設した高度テレビジョン放送施設に係る課税標準の特例措置の廃止					2	2
7 軽自動車税						
(1) 四輪車等の標準税率の引上げ（H27.4.1以降に新規取得される新車のみ）					307	307
(1) 四輪車等の標準税率の引上げ（H27.4.1以降に新規取得される新車のみ）					60	60
(2) 四輪車等の終年車重課の導入					116	116
(3) 二輪車等の標準税率の引上げ					131	131
8 都市計画税						
(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設					△ 2	△ 2
(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設					△ 3	△ 3
(2) 移行一般社団法人等がその業務の用に供する固定資産に対する非課税措置の廃止						
合計	△ 910	8	△ 902	3,855	△ 2,699	1,156
国税の税制改正に伴うもの	△ 283	△ 188	△ 471	△ 702	△ 215	△ 917
個人住民税				109	163	272
個人住民税				(45)	(68)	(113)
法人住民税	△ 77	△ 188	△ 265	△ 125	△ 378	△ 503
法人事業税	△ 189		△ 189	△ 708		△ 708
地方消費税	△ 17		△ 17	△ 22		△ 22
再計	△ 1,193	△ 180	△ 1,373	3,153	△ 2,914	239
地方譲与税						
地方法人特別譲与税	△ 211		△ 211	△ 7,100		△ 7,100
地方法人特別税から法人事業税への一部復元	△ 1		△ 1	△ 6,728		△ 6,728
国税の税制改正に伴うもの	△ 210		△ 210	△ 372		△ 372

(※1) 地方法人税（仮称）(国税)を創設して対応することとしており、その増収額は、初年度3億円、平年度4,845億円と見込まれる（財務省試算）。
 (※2) 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元することとしている。
 (※3) 平成27年度以降に新規取得される四輪等の新車に引上げ後の税率が適用されることから、平成28年度以降の各年度の増収見込額。
 (※4) 「給与所得控除の見直し」の増収見込額は平成30年度分以降の増収見込額（平年度）であり、カッコ書きは平成29年度分の増収見込額である。（平成29年度の給与所得に係る特別徴収は平成29年6月から実施されるが、その影響は考慮せず通年ベースとして算出している。）

(出典) 「平成26年度税制改正の大綱」(平成25年12月24日閣議決定) p.125. <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/251224taikou.pdf>